

「いせさき広報協力店事業」の開始に伴う

事業所・店舗の募集について

企画部広報課

市の事業に対する認知度の向上を図るため、令和8年4月から「いせさき広報協力店事業」を開始いたします。事業の開始に伴い、市が作成する広報いせさきやチラシ等の広報物の掲示・設置にご協力いただける事業所や店舗を募集します。

1 目的

いせさき広報協力店事業は、市と事業所・店舗との連携により、市が発信する情報を広く周知し、市の事業に対する認知度の向上を図ります。

2 事業概要

市のイベントや行政情報などをお知らせする、広報いせさきやチラシ等の広報物の掲示・設置にご協力いただける事業所や店舗を「いせさき広報協力店」として認定します。

いせさき広報協力店として認定された事業所や店舗は、市が付与する認定ステッカーの貼られたカタログケースを協力店の見やすい場所に設置し、毎月1回、7日までに市から送付される広報物をカタログケースに入れ、掲示していただくことで広報活動への協力をお願いするものです。

いせさき広報協力店認定ステッカー



カタログケースのイメージ

3 募集開始 令和7年12月1日（月）から随時受付

※いせさき広報協力店として認定された事業所や店舗の情報は、市のホームページで紹介します。

※令和8年2月27日（金）までに申請を行い、認定をされた協力店の情報は、市のホームページのほか広報いせさき令和8年4月号にも掲載します。

4 応募資格 次の全てを満たす市内で営業する事業所・店舗

- ・積極的に市の広報物の掲示等に協力する意思があること。
- ・市が送付する広報物を受領後、当該広報物を速やかに事業所や店舗の見やすい場所に掲示・設置すること。
- ・市が実施する広報に係る各種調査に協力すること。
- ・広報いせさき、市のホームページ等により、協力店として紹介されることを承諾すること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種ではないこと。

5 応募方法

申請書に必要事項を記載の上、直接または郵送・メールで広報課宛に申し込みしてください。
申請書は広報課窓口、または市のホームページからダウンロードできます。

【郵 送】〒372-8501 住所不要 市役所広報課

【メール】kouhou@city.isesaki.lg.jp



▲市ホームページ

6 広報物の配布

毎月1回、広報課が取りまとめ、7日までに協力店に送付
広報物…広報いせさき、各課が作成するチラシ、パンフレット、
ポスター等

※ポスターは掲示が可能な事業所・店舗のみ。

問い合わせ先 広報課 小林 Tel0270-27-2711

内線 5405